

広島高等裁判所令和5年(ネ)第153号 損害賠償請求控訴事件

[原審:広島地方裁判所三次支部令和4年(ワ)第14号損害賠償請求事件]

控訴人(原告) 高野 邦夫 (コウノクニオ)

被控訴人(被告) 国 代表者法務大臣 齋藤 健(さいとう けん)

準備書面(尅)

上記当事者間の広島地方裁判所三次支部令和4年(ワ)第14号損害賠償請求事件[令和5年4月19日判決言渡・同年4月20日判決書送達・同年4月27日控訴]につき、控訴人は本書面にて下記の通り控訴趣意(理由)書を補充する。

◎付属書類

1.	甲号証 写し	1通
----	--------	----

令和5年8月25日作成

上記控訴人 ^{こうのくにお} 高野 邦夫

広島高等裁判所 御中

記

第一. 序 論

- 以下においては控訴人を「私」、被控訴人国を「国」、訴外津田廣雄を「廣雄」と、訴外広島県を単に「県」と、加藤弾裁判官を「本件裁判官」と略称する。その他の用語については、なお従前の例によります。
- 原判決に対しては多大の不服があるけれども、原審で陳述したものを全て陳述する他、控訴趣意書に引き続き、補充する趣旨で本書面を陳述いたします。

第二. 有印虚偽公文書の乱舞

- 国は私の提出した文書提出命令申立書に対し、平成5年1月11日付の意見書(甲第43号証)で下枠内Dの通り述べた。しかし、庄原簡易裁判所平成29年(ハ)第14号(以下別訴1という)で県は、送致番号簿(甲第5号証)を乙第1号証として提出し、答弁書(甲第18号証)で下枠内Bのとおり述べ、西山判決(甲第39号証)もCのとおり証拠採用した。
- そもそも、庄原簡易裁判所平成29年(ハ)第14号は、庄原警察署が告訴事件として扱わなかった事を違法行為だと訴求したものでした。私の警察官面前調書には「処罰を求める意思表示」の記載が存在していた事は県の訴訟代理人福永孝弁護士は認めている。

2 同2について

第1文は認め、第2文は、警察官調書上の「嚴重に処罰を求める」旨の記載が告訴の意思表示となり得る場合があることは一般論としては認めるが、後記のとおり、本件において同記載が被告の違法を基礎づける事情となることは否認する。

3.下枠内の最高裁判所決定によれば、私が告訴状を提出するか否かに関係なく、庄原警察署は「告訴事件」として扱い、捜査をするか否かに関わらず、速やかにこれに関する書類及び証拠物を検察官に送付しなければならなかったのである（刑事訴訟法第 242 条）。

判:被害者またはその法定代理人の検察官または司法警察員に対する供述調書であっても、犯罪事実を申告し犯人の処罰を求める旨の意思表示が録取してあれば、告訴調書として有効である。(最決昭 34・5・14 刑集一三一五一七〇六) ←一般論ですか福永孝弁護士

★刑事訴訟法

*第 242 条 [告訴・告発を受けた司法警察員の手続]

司法警察員は、告訴又は告発を受けたときは、速やかにこれに関する書類及び証拠物を検察官に送付しなければならない。

*第 246 条 [司法警察員の事件送致]

司法警察員は、犯罪の捜査をしたときは、この法律に特別の定のある場合を除いては、速やかに書類及び証拠物とともに事件を検察官に送致しなければならない。但し、**検察官が指定した事件**については、この限りでない。←**微罪処分**

4. 別訴 1 は、西山明判事と福永孝弁護士が構成した狂言裁判だった疑いがある。何故なら、**廣雄**は本件傷害罪を犯した平成 29 年 5 月 2 日から今日まで、一片の謝罪も損害賠償も行っていない。これには庄原警察署の警察官等の関与が窺えるところである(甲第 31 号証)。おそらく、庄原警察署は本件傷害事件を、せいぜい**微罪処分**にするつもりであったと思料される。

答 弁 書

平成 29 年 7 月 4 日

3 請求に対する答弁（口にし点を付けてください。）

訴状（支払督促申立書）の請求の原因（紛争の要点）に書かれた事実について、

認めます。

間違っている部分があります。

本件 17 月以上 何くわけを頼むして平然と日常生活を送ってはいらぬ。

裁判所からの通知がくるとどうも警察からの言ひはいい。

↑庄原簡易裁判所平成 29 年(ハ)第 8 号における**廣雄**の答弁書から抜粋↑

(原告の主張)

原告は、被疑事件につき邸宅侵入罪及び傷害罪で告訴する趣旨で同年 5 月 26 日に警察官に刑事訴訟法告訴関連条文を提出したものであり(乙 2 の 2)、本件は「押し込み傷害」で、加害者の主観的事情=故意によっては強盗傷害罪にもなりうる重大な犯罪行為であった。

(被告の主張)

被疑事件の送致罪名は傷害罪であるが、検察庁の捜査対象は一件記録に現れたすべての事実であり、検察官は警察からの送致罪名に拘束されるものではなく、警察の送致罪名が被害者に不利益を生じさせることはない。

↑強盗傷害罪の嫌疑の認識が窺える↑

5. 強盗傷害罪の嫌疑のある事件を、**甲第 19 号証**によれば**牛尾副検事**は邸宅侵入罪を不起訴処分にして傷害罪のみで略式起訴を行ったと言う。しかし、略式起訴したと言いながら、結果が**甲第 23 号証**(法務省令)の存在にもかかわらず、私に告知された事実は皆無である。

A ↓ 広島県の準備書面 1(**甲第 20 号証**)より抜粋 ↓ A

ん完結させ、事件発生から約 1 か月後の同月 9 日には送検されているのであるから十分に合理的な期間内の適法な処理であるといえる。原告が訴状のとおり庄原警察署による送検の前日 8 日に検察庁に告訴状を提出したとすれば、庄原警察署による捜査・送検手続の進捗を知らずに捜査の進展に疑問を持ったからではないかとも推認されるが、そうであるとすればそれは原告の思い込みにすぎず、庄原警察署は適法・適正に捜査手続を進めているのである。」

B ↓ 広島県の答弁書(**甲第 18 号証**)より抜粋 ↓ B

3 同 3 について

否認する。庄原警察署は合理的期間内に必要な捜査を行い、平成 29 年 6 月 9 日に庄原区検察庁に傷害罪で送致済みである(乙 1)(被疑者は逮捕されておらず、8 月 22 日時点においても捜査中である。)

C ↓ 西山判決より抜粋 ↓ C

(4) 同月 9 日、被告警察は、司法警察員をして、被疑事件につき、庄原区検察庁に傷害罪として事件送致をした。(乙 1)

↑ 時空間の違いから生じた二律背反 ↓

2 本件申立ては、理由がないこと

(1) 相手方は、本件対象文書 2 を所持していないこと

本件対象文書 2 は、庄原区検察庁において作成された文書ではなく、相手方は、本件対象文書 2 を所持していないから、本件申立てのうち、本件対象文書 2 に係る部分は、理由がない。

なお、文書の所持の立証責任は申立人が負うことを付言する(東京高等裁判所昭和 54 年 8 月 3 日決定・判例時報 942 号 52 ページ)。

D ↑ 国の意見書より抜粋 ↑ D

↑ 国は何ら確証が無いにもかかわらず、終始[平成 29 年 6 月 12 日]と主張している ↑

↓ 次のページに続く ↓

ウ 控訴人は、平成29年6月12日、広島地方検察庁三次支部を訪れ、対応した職員に対し、同日付けの本件告訴状（「広島地方検察庁三次支部検察官」宛てのもの）を提出した。対応した職員は、本件取扱要領10条に従い、控訴人に対し、本件告訴状の宛先を「広島地方検察庁検察官」に訂正させた上、告訴状等送付書に本件告訴状を添付して広島地方検察庁に送付した。（乙3の1、乙5）

E↑広島高等裁判所平成31年(ネ)第54号判決6～7頁より抜粋↑E

1 前提事実（当事者間に争いが無い。）

- (1) 原告は、平成29年6月、津田廣雄が、同年5月2日、原告の居住敷地内に入り、原告に暴行を加え、傷害を負わせたと主張し、罪名を住居侵入及び傷害として、広島地方検察庁三次支部に告訴状を提出した（以下、原告の主張する上記事件を「本件刑事事件」といい、上記告訴状を「本件告訴状」という。）。

F↑広島地方裁判所三次支部平成30年(ワ)第19号判決2pより抜粋↑F

国との裁判の判決書で「平成29年6月」と「12日」まで認定していないのは齋藤敦裁判官だけです

3.時空間を異にする二つの事件とはいえ、以上の二律背反は重要である。即ち、国と県の主張は両立しないのである。結論を述べるなら、いずれか一方、または双方が有印虚偽公文書となる。

【広辞苑第五版】より引用

○じ-くう【時空】

時間と空間。「一を超越する」

○にりつ-はいはん【二律背反】←アンチノミー

【哲】(Antinomie)相互に矛盾し対立する二つの命題が、同じ権利をもって主張されること。

第三.送致番号簿(甲第5号証)について

- 1.庄原警察署が平成29年6月9日に、庄原区検察庁に廣雄を傷害罪で通常送致(刑訴246条)した事の証拠(乙第1号証)として提出されたものである(前掲B,C)。
- 2.西山判決(甲第39号証)は、これを疑いもせず証拠採用して判決を下した。
- 3.前掲の二律背反が生じた事情を西山明(元)庄原簡易裁判所裁判官(以下西山判事という)は、知悉している筈です(共謀の嫌疑)。何故なら、西山判事は、「甲第5号証(本件対象文書2)を庄原警察署で作成された真正な物として採証=証拠採用して裁判している」からです(甲第39号証=西山判決2p)。

4.庄原簡易裁判所平成 29 年当時)では、民事・刑事事件共西山判事一人で担当していましたので、**甲第 5 号証**(送致番号簿)が、「庄原警察署で作成されたものか否か」知らない理由がありません。西山判決によると、「本件対象文書 2 は庄原区検察庁において作成された文書ではなく、相手方(国=検察)は本件対象文書 2 を所持していない」という国の主張は真実となります。ここで本件対象文書 2 とは**甲第 5 号証**(送致番号簿)1 枚のことです。因みに送致番号簿(**甲第 5 号証**)1 枚では「簿」とは言えませんから、何ページか綴じた帳簿(おそらく有印)から抜き出した 1 枚(1 頁)で、原簿は有印公文書だと推認されます。

5.以上を端的に表現するなら、「**甲第 5 号証**(送致番号簿)が偽造・変造物」という結論となる訳です。私が**甲第 5 号証**(送致番号簿)を「庄原区検察庁の作成物」と誤信したのは、提出済**甲第 14 号証**の 1,2 等の筆跡解析の結果である。即ち**廣雄**の該当部分の筆跡が、**牛尾副検事**の筆跡に酷似しているからです。

23	致・付	6月6日	[Redacted]	[Redacted]	現速 緊速 通速 任意 送致前釈放	身柄付 上記以外	基本 時効 成簡 少簡 詰録 終結 答申 簡答 交審 交通切符 交通切符少年
	2)	地方・区・家	[Redacted]	[Redacted]	現速 緊速 通速 任意 送致前釈放	上記以外	基本 時効 成簡 少簡 詰録 終結 答申 簡答 交審 交通切符 交通切符少年
	致・付	6月9日	被告	津田廣雄 (印)	現速 緊速 通速 任意 送致前釈放	身柄付 上記以外	基本 時効 成簡 少簡 詰録 終結 答申 簡答 交審 交通切符 交通切符少年
	23	地方(区)・家					

6.国は令和 5 年 1 月 11 日付の意見書(**甲第 4 3 号証**)中で次のように述べた。

(1)相手方(国検察)は、本件対象文書 2 を所持していないこと
 本件対象文書 2 は、庄原区検察庁作成された文書ではなく、相手方は、本件対象文書 2 を所持していない・・・

7.この主張が真実だとすれば、送致番号簿(**甲第 5 号証**)は、**県**の訴訟代理人福永孝弁護士等が勝手(恣意)に作成した物という事になる(公文書偽造・変造の嫌疑)。

8.さて次は 本件対象文書 1 であるが、理由がないのは国の主張である。本件対象文書 1 の数字「12」の特別拡大(**甲第 4 号証**)・**甲第 14 号証**の 1~3 他と**甲第 31 号証**の 1,2 の筆跡を比較してみて戴きたい。私は便宜上「ためらい点」と記述したが、この「ためらい点」は、ボールペンの垂直方向からの「寝かせる角度」が大きいと生じ易いのです。所謂「流し文字」「崩し文字」の場合に多く生じ易いという訳です。

9. **甲第 31 号証**の 1,2 の私の筆跡を御覧戴きたい。「寝かせる角度」が小さく「ためらい点」が生じていない事が認識されるでしょう。これは、「流し文字・崩し文字」を私が書いた事がないからです。私は拙筆ですが、判り易い楷書で書く習慣が身に付いているのです。書体というものは、文章を書いている内に自然に個性(書き癖)として定着してゆくものなのです。

10.従って、本件対象文書 1 の数字「12」は「ためらい点」が至る所に見られる**牛尾副検事**が恣意に書き込んだという結論となる。決して「ありふれた筆跡」ではない。

第四. 訴訟詐欺(2項=第三者詐欺罪利得罪)について

1. ★刑法第 246 条 (詐欺) ←第 250 条 (未遂罪) この章の罪の未遂は、罰する。

人を欺いて財物を交付させた者は、十年以下の懲役に処する。←1項詐欺(財物罪)

2 前項の方法により、財産上不法の利益を得、又は他人にこれを得させた者も、同項と同様とする。←2項(第三者)詐欺(利得罪)

3. 「裁判官を欺き騙して請求を免れる行為」は、所謂 2 項詐欺(利得罪)を構成するものと解される。この場合欺き騙される者が財産上の利益の所有者ではなく、第三者の裁判官であるところに特殊性があり、第三者には「財産上の利益の処分権限」が必要とされるが、裁判官は判決によって他人の財産を処分する権限を付与されており、第三者詐欺罪における第三者と言えるでしょう。

4. 典型的なのは、下枠内の大審院判例が述べるように「不実の訴えを提起し、その口頭弁論で、不実な請求の陳述をする」のが欺罔行為であるが、被告が応訴して虚偽事実を陳述し、請求の棄却(請求=財産上の利益免れる行為)を求めるのも「裁判官を欺く行為」である。

★刑法第 246 条 (詐欺)

人を欺いて財物を交付させた者は、十年以下の懲役に処する。

2 前項の方法により、**財産上不法の利益**を得、又は**他人にこれを得させた者**も、同項と同様とする。

判:不実の訴えを提起し、その口頭弁論で、不実な請求の陳述をするのは欺く行為である。

(大判大 3・5・12 刑録二〇一八五六)

第五. 多数乱舞したと思料される文書偽造の罪についての考察

1. 判決書も有印公文書です。従って、心証を偽って作成された判決書は、有印虚偽公文書になると解される。判決書の送達が行使に該当するのは勿論である。

2. 送致番号簿(甲第 5 号証)は、何枚か綴られた帳簿から 1 枚抜き取った物と解せられる。原簿が有印であるか否かは不明であるが、公文書である事に疑いの余地はない。

★刑法

*第 155 条 (公文書偽造等)

行使の目的で、公務所若しくは公務員の印章若しくは署名を使用して公務所若しくは公務員の作成すべき文書若しくは図画を偽造し、又は偽造した公務所若しくは公務員の印章若しくは署名を使用して公務所若しくは公務員の作成すべき文書若しくは図画を偽造した者は、一年以上十年以下の懲役に処する。

2 公務所又は公務員が押印し又は署名した文書又は図画を変造した者も、前項と同様とする。

3 前二項に規定するもののほか、公務所若しくは公務員の作成すべき文書若しくは図画を偽造し、又は公務所若しくは公務員が作成した文書若しくは図画を変造した者は、三年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

*第 156 条 (虚偽公文書作成等)

公務員が、その職務に関し、行使の目的で、虚偽の文書若しくは図画を作成し、又は文書若しくは図画を変造したときは、印章又は署名の有無により区別して、前二条の例による。

*第 158 条 (偽造公文書行使等)

第百五十四条から前条までの文書若しくは図画を行使し、又は前条第一項の電磁的記録を公正証書の原本としての用に供した者は、その文書若しくは図画を偽造し、若しくは変造し、虚偽の文書若しくは図画を作成し、又は不実の記載若しくは記録をさせた者と同一の刑に処する。

2 前項の罪の未遂は、罰する。

第六.加藤弾裁判官が本訴を民法 715 条 1 項にひきなおした点について

1. 訴状の請求の原因の記載を御覧下されれば御理解頂けると思いますが、「国家賠償法 1 条 1 項により支払いを求める」などとは書いてはないでしょう。加藤弾裁判官が「国賠訴訟と勝手に思い込んでいたのではないか」と思われます。私は違法性二元論などに反論するのも七面倒臭いので、敢えて(故意に)民法第 709 条(不法行為),民法第 715 条 1 項(使用者責任)で構成したのです。したがって、国家賠償法 1 条 1 項にひきなおす事は格別、民法第 715 条 1 項の請求にひきなおす必要は全くなかったのです。加藤弾裁判官は無駄な事を行ったと思いますが、これを日本語では「徒労」と言います。

2. 国の答弁書の引用判例については、事案違いの感があるけれども、一見同趣旨の最高裁判例も幾つか存在し「徒労」になるので、ここでは敢えて争わない。

1. 公権力の行使に当たる国の公務員が、その職務を行なうについて、故意または過失によって違法に他人に損害を加えたときは、国がその被害者に対し賠償の責に任ずるのであって、本件のような事実関係（判決理由参照）のもとにおいては、公務員個人は被害者に対して直接その責任を負うものではない（最判昭 46・9・3 判時六四五―七二）

体の全ての作用を指すと解され（広義説）、かかる公権力の行使に当たる公務員がした違法行為を原因とする損害賠償請求については、専ら国賠法が適用され、民法の不法行為責任の規定は国賠法 4 条によるもののほかは適用されないものと解される（東京地裁昭和 61 年 7 月 30 日判決・判例時報 1232 号 127 ページ等）。

理 由

第 1 請求原因について

原告は、検察官が原告作成の告訴状に虚偽の日付を記入し、別件訴訟において被告がその告訴状を裁判所に提出したことが原告に対する不法行為を構成する旨を主張し、被告に対し、民法 715 条 1 項に基づき、損害賠償を請求しているところ、原告が主張する不法行為は公権力の行使に当たる公務員の行為であるから、民法 715 条 1 項は適用されない。

↑加藤判決の理由↑

2 損害賠償請求訴訟が民法に基づいてなされているか国家賠償法に基づいてなされているかは単なる原告の法律上の意見にすぎないから、裁判所が民法による請求を本法による請求にひきなおして判断することは差し支えなく、原告がその原因たる事実を主張している以上弁論主義に反するものではない。(高松高判昭 49・10・31 下民集二五一九～一二一八七七)

3.上掲判例 1 のとおり、公権力の行使にあたる公務員の不法行為については、専ら国家賠償法 1 条 1 項が適用されるとすると、判例 2 のように国家賠償法 1 条 1 項へひきなおすのは許されるとしても、逆に加藤裁判官が本訴請求を民法第 709,715 条による請求に引き直した点は「上掲最高裁判例 1」に違背する事になる。何のために引き直したのか、それは判決書で私の請求を棄却する目的で行ったとしか考えられない。

第七.二件の文書提出命令口頭却下と即時結審による即時抗告権の侵害

- 1.即時抗告を行う事は権利行使である。僅か数分では即時抗告を行う事は不可能であった。
- 2.なお公務員職権濫用罪(刑法 193 条)は即成犯であると解され、**権利妨害**後の事情に左右されるものではない。この点は、**私**が控訴を行わなかった場合に判然とする。即ち即時抗告権は侵害された儘になってしまう。

★刑法第 193 条 (公務員職権濫用)

公務員がその職権を濫用して、人に義務のないことを行わせ、又は**権利の行使を妨害したときは**、二年以下の懲役又は禁錮に処する。

第八.その他

- 1.令和 5 年 3 月 20 日(月)に原審に持参提出した**甲第 35 号証 1,2・甲第 36 号証・甲第 37 号証・甲第 38 号証の甲号証** 4 通が原審から御庁に送られた訴訟記録に見当たらないとの連絡を受けたので、急遽再作成して御庁に送達した。何れも綿引万里子(元)裁判官(**甲第 37 号証**)に関わる**甲号証**でした。原審に提出した分の行方を知りたい(求釈明)。
- 2.甲第 43 号証は、本訴関連事件の上告審決定書[最高裁判所令和 5 年(オ)第 188 号]です。
証拠趣旨については必要に応じ陳述します。
- 3.国の答弁書に対する反論を急ぎ作成した準備書面で、整理が不完全である点をお詫びすると共に、なお必要な点は準備書面(弐)等に譲ることにします。

以上控訴人 こうのくに 高野 邦夫